

令和7年度 女性力推進事業委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和7年度 女性力推進事業委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

3 業務目的

社会における女性活躍推進に関する取組を加速させるためには、女性だけでなく、男性も含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要である。

本事業では、「女性のチカラ応援宣言事業」と「男性のチカラ向上応援事業」を併せた啓発イベントの実施により、県民や企業・団体が互いの立場や役割を理解し合い、男女がともに活躍しやすい社会や職場環境のあり方を考え、共有する機会を提供する。

その上で、県内のリーダーや企業による「女性のチカラ応援宣言」を通じたメッセージの発信等を実施し、女性活躍推進の機運醸成を高め、男女共同参画社会を目指すことを目的とする。

4 委託料上限額

(1) 企画提案の上限額

提案にあたっては、総額 3,481,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

5 委託業務の内容

(1) 啓発イベントの開催・運営

① 啓発イベントの実施方法や形態は企画提案によるものとするが、県内リーダー等による講演やトークセッションを実施し、男女がともに活躍しやすい社会や職場環境に向け、組織や社会に意識改革を促すメッセージを発信するとともに、男女共同参画の理解が深まる場となるよう工夫すること。ただし、下記の要素を入れて啓発イベントを開催すること。

ア アンコンシャス・バイアスや固定的な性別役割分業意識の解消を図ること。

イ 男性の育休取得や家事参画を促進するような啓発を行うこと。

ウ 女性のチカラ応援宣言に賛同してもらえるような啓発を行うこと。

② 「女性のチカラ応援宣言事業“Woman ちゅ応援宣言”実施要領（別添）」に基づき、女性のチカラ応援宣言を実施すること。また、イベント時には、県内リーダー等に応援宣言を行ってもらえるよう、宣言用紙は必要枚数を印刷すること。

③ 既に宣言を行った県内の様々な分野のリーダー等による Woman ちゅ応援宣言の周知も図ること。

- ④ 啓発イベントの実施・運営にかかる以下の業務を行うこと。
- ア 啓発イベントの案内チラシ作成、周知や必要な情報発信
 - イ 啓発イベントの開催に必要な会場の手配、人員配置、システム構築、保守等
 - ウ 参加者に対するアンケートの実施及び集計
 - エ 啓発イベントの実施においては、託児スペースの設置及び託児の保育を行うこと。
 - オ その他啓発イベントの実施にかかる費用の支払い（謝金・交通費、消耗品購入費、印刷費、使用料等）

(2) メディアを活用した広報等

男女共同参画に関する理解促進を図るため、広く一般県民にリーチできる効果的なメディアを活用し、以下の広報を行うこと。その他当該事業の趣旨をとらえた内容の広報等があれば提案すること。

- ① Woman ちゅ応援宣言に関する県民向けの情報発信。
- ② 当該事業に係るシンポジウム等の広報等。

(3) 成果品

① 事業報告書

実施内容を取りまとめた事業報告書を作成し、提出すること。（製本版3部、電子カルテを格納したCDを1部。）なお、報告書は事業実績が容易に把握できるよう、図、写真、グラフ等を用いて作成すること。

② 提出期限

令和8年3月13日（金）

(4) その他

上記の業務を円滑に実施するために必要な事務を行うこと。

6 著作権

本業務で制作した全ての成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

7 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 物品の輸送・発送
- ⑤ 受注者において作成又は調達した情報を発信する広告（編集、加工を依頼する場合を除く。）
- ⑥ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

8 その他留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、事前に県と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合もある。
- (4) 業務の遂行にあたって知り得た情報（個人情報を含む。）を漏洩してはならない。